

斜里町から転出される方へ□転出届の他、下記に該当する方は、それぞれの手続きを行ってください□

手続き項目	斜里町での手続	新住所地での手続
印鑑登録 をしている方	転出(予定)日で廃鑑になります。 1階2番(戸籍住民係)で、印鑑登録証(カード)をお返しください。ご自分で処分しても構いません。	新たに印鑑登録の手続きをしてください。
国民健康保険 に加入している方	1階2番(戸籍住民係)で、転出される方全員(世帯主が変更になる時は、世帯全員)の被保険者証を提出してください。 高齢受給者証をお持ちの方は1階3番(医療年金係)で「負担区分等の証明書」の交付を受けてください。	新たに加入の手続きをしてください。 高齢受給者証をお持ちの方は、「負担区分等の証明書」を提出してください。
後期高齢者 医療被保険者証 をお持ちの方	1階3番(医療年金係)へ被保険者証をお返しください。 道外へ転出する方は「負担区分等の証明書」の交付を受けてください。	保険証交付の手続きをしてください。 「負担区分等の証明書」の交付を受けた方は新住所地へ提出してください。
乳幼児医療受給者証 ひとり親家庭等医療費受給者証 重度心身障害者医療費受給者証 をお持ちの方	1階3番(医療年金係)へ受給者証をお返しください。 新住所地で所得・課税証明書を必要とする場合がありますので、転出地の市区町村にご確認の上、1階6番(税務課課税係)で交付を受けてください。	健康保険証(及び所得・課税証明書)をお持ちの上、新たに手続きしてください。
国民年金 に加入している方	手続きはありません。	年金手帳または年金証書をお持ちの上、手続きしてください。
介護保険被保険者証 をお持ちの方	1階2番(戸籍住民係)で、被保険者証をお返しください。 介護認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書の交付を受けてください(有効期限は転出(予定)日から14日以内です)。	介護認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書を提出してください。
チャイルドシート を借りていた方	1階1番(住民活動係)へお返しください。	新住所地の制度をおたすねください。
犬 を飼っている方	2階6番(生活環境係)に、変更届を提出してください。	登録鑑札をお持ちの上、手続きしてください。
オホーツク霊園 を使用している方	2階6番(生活環境係)に、変更届を提出してください。 管理料の精算が必要ですので、お話をしてください。	新住所地で霊園の使用が必要な方は、新住所地でおたすねください。
オートバイ等(125cc以下) ・軽自動車 を所有している方	1階6番(税務課課税係)にナンバープレートと廃車届を出してください。 軽自動車所有の方は、北見軽自動車協会に届出をしてください。	新住所地で手続きをしてください。
児童扶養手当 を受けている方	ほると21(青葉町40 電話:0152-22-2500)に住所変更届を提出してください。 1階6番(税務課課税係)で児童扶養手当用所得証明書の交付を受けてください。	同 上
児童手当 を受けている方	1階4番(児童育成係)に喪失届を提出してください。 1階6番(税務課課税係)で児童手当用所得証明書の交付を受けてください。	同 上
上・下水道 をご利用の方	1階14番(水道課総務係)に使用休止届を提出してください。 上・下水道料金の精算が必要ですので、お話をしてください。	同 上
公営住宅 に入居している方	2階7番(契約財産係)に退去届を提出してください。住宅料の精算が必要ですので、お話をしてください。	新住所地の制度をおたすねください。
小・中学校 の児童・生徒がいる方	通っていた小中学校から在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください。	在学証明書と教科用図書給与証明書をお持ちの上、教育委員会で手続きしてください。
保育園(所) に園児がいる方	通っている保育園(所)に、退園届を出してください。 保育料の精算が必要ですので、退園届出時に併せてお話をしてください。	新住所地の制度をおたすねください。